

鹿屋市営繕事業における「週休2日」試行工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿屋市が所管する営繕事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (6) 月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (7) 通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出に

において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、原則として鹿屋市が所管する全ての営繕事業の工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

(発注方式)

第4条 受注者希望方式を（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式）を基本とする。

(積算方法等)

第5条 積算方法等は次の各号に定めるところによる。

(1) 補正方法

週休2日試行工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

ア 月単位の週休2日（4週8休以上） 1.02

イ 通期の週休2日（4週8休以上） 補正係数なし（通期の週休2日の取組は必須）

(2) 積算及び変更方法

現場閉所（現場休息）の状況を確認し、前各号の現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）第18条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、変更の対象としない。

(対象工事の明示)

第6条 対象工事である旨等の明示は、現場説明書への記載により行うものとする。

(確認方法等)

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事着手前

ア 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。

イ 当該工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日取得計画表」（別記第1号様式。以下「計画表」という。）を監督員に提出する。

ウ 監督員は、計画表により、週休2日が確保されていることを確認する。

エ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

オ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで計画表を作成する。

(2) 工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画表を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、計画表の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された計画表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため計画表に現場閉所（現場休息）の日を記載し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）と併せて、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間

(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、計画表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(週休2日試行工事の見える化)

第8条 施設管理者の承諾を前提に週休2日試行工事である旨を仮囲い等に明示する。

(実施証明)

第9条 週休2日を達成した場合、実施内容を記載した実施証明書(別記第2号様式)を発行する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月8日から施行し、令和7年8月1日以降に発注した工事から適用する。

第1号様式（第7条関係）

工事名 : ○○工事
工事着手日 : 令和6年10月30日
工事完成届出日(予定) : 令和7年3月31日 工事期間 : 153

	対象期間	閉所日数	閉所率
計画	153	0	0.0%
実績	153	0	0.0%

通期達成状況	未達成
月単位達成状況	未達成

[illegible]

2024年11月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	土日数	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土

		2024年12月																																
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	土日数	9
曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	土日数	9
行事																																対象期間	31	
																																計画日数	0	
																																計画率	0.09	
休暇等																																閉所日数	0	
計画 実績																																現場閉所率	0.09	
																																月単位達成	NA	

		2025年1月																																
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	土日数	8
曜	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	休暇等	0
行事																																	対象期間	31
																																	計画日数	0
																																	計画率	0.09
																																	閉所日数	0
計画	実績																																現場閉所率	0.09
																																	月単位達成	NG

[illegible]

		2025年3月																																
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	土日数	10
曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	土日数	0
行事																																	対象期間	31
																																	計画日数	0
																																	計画率	0.09
休暇等																																	開所日数	0
計画																																	現場閉所率	0.09
実績																																	月単位達成	NA

[illegible]

月日	#VALUE!																																								土日数	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
曜日	PM:00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516																																																																																																																																																																																																												
行事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

[illegible]

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市週休2日試行工事実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

1 工事名

2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 完成年月日 年 月 日

4 週休2日実施内容

☐ 4週8休（月単位）を達成した。